

# 令和7年度 第25回人事委員会議事録

一 日 時 令和8年3月17日（火） 午前10時00分から10時50分まで

二 場 所 人事委員会委員室（県庁第二庁舎7階）

## 三 出席者

1 人事委員	委員 長	中 本 久美子			
	委員	細 田 耕 治			
	委員	中 島 諒 人			
2 事務局職員	事務局 長	丸 山 真 治	次長兼給与課長	灘 尾 幸 三	
	任用課 長	湯ノ口 修	係 長	浅 田 瑞 生	
	係 長	河 崎 卓 哉	係 長	前 田 智 大	
	主 事	玉 谷 航 祐			
3 傍聴者		なし			

## 四 議 題

議案第1号 人事委員会規則等の制定及び改正について（産業教育手当関係）  
議案第2号 人事委員会規則等の改正について（特殊勤務手当関係）  
議案第3号 人事委員会規則の一部改正について（組織改正関係（警察））  
議案第4号 宿日直勤務の許可について  
議案第5号 職員の採用選考について  
議案第6号 職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則による昇格の承認について

## 五 議 事

議事について公開又は非公開のどちらとするかについて審議を行い、議案第1号から第4号までは公開、議案第5号及び第6号は非公開とすることについて全員の合意を得た。

### ◇議案第1号

人事委員会規則等の制定及び改正（産業教育手当関係）について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

#### 【説 明】

下記のとおり人事委員会規則等の制定及び改正を行う。

#### 記

### 1 制定及び改正する規則等の名称

#### （1）制定する規則等

- ① 産業教育手当の支給に関する規則
- ② 産業教育手当の支給に関する規則の解釈及び運用方針

#### （2）改正する規則等

- ③ 義務教育等教員特別手当に関する規則（昭和50年鳥取県人事委員会規則第19号）
- ④ 職員等の給与の支給に関する規則（昭和27年鳥取県人事委員会規則第3号）
- ⑤ 給与条例附則第11項、第13項、第15項又は第16項の規定による給料に関する規則（令和5年鳥取県人事委員会規則第1号）

- ⑥ 職員等の給与の支給に関する規則の解釈及び運用方針  
(昭和30年6月3日付発人委第51号鳥取県人事委員会委員長通知)
- ⑦ 給与条例附則第11項、第13項、第15項又は第16項の規定による給料の運用について  
(令和5年3月24日付第202200307841号鳥取県人事委員会委員長通知)

## 2 概 要

職員等の給与に関する条例等の一部改正(令和8年4月1日施行予定)により、産業教育手当が新設されることに伴い、規則等の整備を行う。

### (1) 条例の概要 ※規則改正関係部分

#### ① 職員等の給与に関する条例の一部改正

次に掲げる場合に産業教育手当を支給することとし、その月額額は18,000円(定時制通信教育手当の支給を受ける者である場合は、11,000円)とする。

- ア 農業、水産、工業、電波又は商船に関する課程を置く高等学校の教員であつて高等学校の農業若しくは農業実習、水産若しくは水産実習、工業若しくは工業実習、商船若しくは商船実習の教諭等の免許状を有する者等が、当該農業、水産、工業、電波又は商船に関する課程において、実習を伴う農業、水産、工業、電波又は商船に関する科目を主として担任する場合
- イ アの高等学校の実習助手であつて人事委員会規則で定める者が、当該高等学校の農業、水産、工業、電波又は商船に関する課程において、実習を伴う農業、水産、工業、電波又は商船に関する科目について教諭の職務を助ける場合

#### ② 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正

- ア 高等学校において行われる実習に係る業務(科目の特殊性に基づき特に必要があると認められるものとして人事委員会規則で定めるものに限る。)に従事した場合において、その業務が心身に著しい負担を与えると人事委員会が認める程度に及ぶときに教員特殊業務手当を支給することとし、その額は当該業務に従事した日1日につき300円とする。
- イ ①に伴い、倉吉農業高等学校の職員に支給する種雄牛馬等取扱手当等を廃止する。

### (2) 制定及び改正する規則等の概要

#### ① 産業教育手当の支給に関する規則

- ・教員のうち、実習等を担当する時間数等により手当を支給しない者を定める。(第2条)

- (1) 実習を伴う農業、水産、工業、電波又は商船に関する科目の授業及び実習を担当する時間数が、その者の授業及び実習を担当する時間数の2分の1に満たない者
- (2) 実習を伴う農業、水産、工業、電波又は商船に関する科目の授業及び実習を担当する時間数と当該授業及び実習の担当に附随する勤務に従事する時間数との合計時間数が、その者の勤務時間数の2分の1に満たない者

- ・手当の支給を受ける実習助手を定める。(第3条)

- (1) 高等学校を卒業した者若しくは高等専門学校の第3学年の課程を修了した者又はこれらと同等以上の学力があると人事委員会が認める者で、その者の従事する実験又は実習に関し技術優秀と認められるもの
- (2) 3年以上担当実習に関連のある実地の経験を有する者で、当該担当実習に関し技術優秀と認められるもの  
※教員と同様に、手当の対象となる科目の実習に関する職務に従事する合計時間数が、その者の勤務時間数の2分の1に満たない場合は手当を支給しない。

- ・その他支給に関して必要な事項を定める。(第4条以下)

#### ② 産業教育手当の支給に関する規則の解釈及び運用方針

- ・手当の支給を受ける実習助手として、高等学校を卒業した者若しくは高等専門学校の第3学年の課程を修了した者と同等以上の学力があると人事委員会が認める者等を定める。(規則第3条関係)

- (1)外国において学校教育における12年の課程を修了した者
- (2)高等学校卒業程度認定試験規則(平成17年文部科学省令第1号)により文部科学大臣の行う高等学校卒業程度認定試験に合格した者(同規則による廃止前の大学入学資格検定規程(昭和26年文部省令第13号)による大学入学資格検定に合格した者を含む。)
- (3)昭和23年文部省告示第47号(大学入学に関し高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者の指定)に掲げられる者

### ③ 義務教育等教員特別手当に関する規則

- ・産業教育手当が支給される職員について、義務教育等教員特別手当の支給額を以下のとおり調整する。

産業教育手当(農業又は水産に関する課程に係るもの)を支給される職員 4分の3

産業教育手当(農業又は水産に関する課程に係るもの以外)を支給される職員 2分の1

### ④ 職員等の給与の支給に関する規則

### ⑤ 給与条例附則第11項、第13項、第15項又は第16項の規定による給料に関する規則

### ⑥ 職員等の給与の支給に関する規則の解釈及び運用方針

### ⑦ 給与条例附則第11項、第13項、第15項又は第16項の規定による給料の運用について

- ・給与条例附則に第10項が追加されたことに伴い、規則等の対応する項を改める。

## 3 施行(適用)日

令和8年4月1日

## ◇議案第2号

人事委員会規則等の改正(特殊勤務手当関係)について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

### 【説明】

下記のとおり規則等の一部を改正する。

## 記

### 1 改正する規則等

- ① 職員の特殊勤務手当の支給に関する規則(昭和31年鳥取県人事委員会規則第5号)
- ② 特殊勤務手当の運用について(平成4年3月27日付発鳥人委第158号)

### 2 概要

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正(令和8年4月1日施行予定)により、教員特殊業務手当の対象に高等学校において行われる実習に係る業務が追加されること等に伴い、規則等の整備を行う。

#### (1) 条例の概要 ※規則改正関係部分

ア 高等学校において行われる実習に係る業務(科目の特殊性に基づき特に必要があると認められるものとして人事委員会規則で定めるものに限る。)に従事した場合において、その業務が心身に著しい負担を与えると人事委員会が認める程度に及ぶときに教員特殊業務手当を支給することとし、その額は当該業務に従事した日1日につき300円とする。

イ 産業教育手当が支給されることに伴い、倉吉農業高等学校の職員に支給する種雄牛馬等取扱手当等を廃止する。

ウ 放射線取扱手当を放射線取扱等業務手当に改め、支給対象に原子力発電所の立入調査(人事委員会が定めるものに限る。)に従事したときを加える。

## (2) 改正する規則等の概要

### ① 職員の特殊勤務手当の支給に関する規則

- ・教員特殊業務手当について、科目の特殊性に基づき特に必要があると認められる業務として、情報又は福祉に関する科目に係る業務の内容を定める。(第4条の2)

(1) 情報又は福祉に関する課程を置く高等学校の主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭又は講師（常勤の者及び短時間勤務職員に限る。）で高等学校の情報又は福祉の教諭又は助教諭の免許状を有する者（教育職員免許法（昭和24年法律第147号）附則第2項の規定により情報又は福祉を担当する主幹教諭、指導教諭又は教諭の職にあることができる者を含む。）が、当該情報又は福祉に関する過程において実習を伴う情報又は福祉に関する科目を主として担任するもの。

(2) 前号に規定する高等学校の実習助手のうち次のいずれかに該当する者が、当該高等学校の情報又は福祉に関する課程において、実習を伴う情報又は福祉に関する科目について教諭の職務を助けるもの。

ア 高等学校を卒業した者若しくは高等専門学校の第3学年の課程を修了した者又はこれらと同等以上の学力があると人事委員会が認める者で、その者の従事する実験又は実習(以下「担当実習」という。)に関し技術優秀と認められるもの

イ 3年以上担当実習に関連のある実地の経験を有する者で、当該担当実習に関し技術優秀と認められるもの

- ・その他所要の改正を行う。

### ② 特殊勤務手当の運用について

- ・放射線取扱手当について、名称を「放射線取扱等業務手当」に改め、支給対象となる業務として「島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定」に基づく立入調査等の業務を定める。(第2 放射線取扱等業務手当関係)
- ・教員特殊業務手当の情報又は福祉に関する科目に係る業務において、心身に著しい負担を与えると認める程度として、実習の時間数が授業時間割に定める1時間以上であることとする。(第10 教員特殊業務手当関係)
- ・支給対象とする実習助手について、高等学校を卒業した者等と同等以上の学力があると認められる要件等を定める。(第10 教員特殊業務手当関係) ※産業教育手当と同様の規定

## 3 施行(適用)日 令和8年4月1日

### 【質疑等】

委員：今回、教員特殊業務手当の対象に追加される「高等学校において行われる実習に係る業務」において、「心身に著しい負担を与えると人事委員会が認める程度」とは、産業教育手当を念頭に置いて同等の負担を考慮するものというか。

事務局：そうである。産業教育手当の対象科目には、情報、福祉は含まないので、特殊勤務手当で措置するというものである。

委員：支給する条件を「心身に著しい負担を与えると人事委員会が認める程度」としていること、更に、「実習の時間数が授業時間割に定める1時間以上」と時間で線引きをしていることに違和感がある。

事務局：特殊勤務手当は、「職員の特殊勤務手当に関する条例」において、「業務が心身に著しい負担を与えると人事委員会が認める程度に及ぶときに支給する」としているため、人事委員会規則としては、条例の委任を受けて、その範囲内でその条件を規定していくこととなる。

委員：条例の委任の範囲内であるということであればやむを得ない。

### ◇議案第3号

人事委員会規則の一部改正(組織改正関係(警察))について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

## 【説 明】

下記のとおり規則を改正する。

## 記

### 1 改正する規則の名称

- ① 職員の職務の級の分類に関する規則（平成 18 年鳥取県人事委員会規則第 1 号）
- ② 管理職手当に関する規則（昭和 33 年鳥取県人事委員会規則第 22 号）
- ③ 警察職員の特殊勤務手当の支給に関する規則（昭和 29 年鳥取県人事委員会規則第 16 号）

### 2 概 要

警察本部の組織改正に伴い、関係規則について所要の改正を行う。

#### （1）組織改正の概要

別添資料のとおり

#### （2）規則改正の概要

##### ① 職員の職務の級の分類に関する規則

○別表第 1 行政職給料表級別職務分類表

警察本部共通 6 級の職から「安全衛生官」を削除する。

警察本部共通 6 級の職に「被害者支援官」「人材戦略官」「交通規制官」「航空官」を追加する。

○別表第 2 公安職給料表級別職務分類表

警察本部共通 7 級の職から「安全衛生官」を削除する。

警察本部共通 7 級の職に「人材戦略官」「航空官」を追加する。

##### ② 管理職手当に関する規則

○別表第 1 警察本部

3 種の区分の職から「安全衛生官」を削除する。

3 種の区分の職に「人材戦略官」「航空官」を追加する。

##### ③ 警察職員の特殊勤務手当の支給に関する規則

○第 3 条（通信指令手当）

人事委員会規則で定める職員について、「通信指令課に勤務する職員」を「地域課に勤務する職員」に改める。

### 3 施行日

令和 8 年 3 月 27 日から施行する。

#### 【質疑等】

委 員：今回の組織改正に対応するものという理解でよいか。

事務局：そうである。

#### ◇議案第 4 号

宿日直勤務の許可について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

#### 【説 明】

鳥取県地域社会振興部スポーツ振興局スポーツ課長及び鳥取県立鳥取中央育英高等学校長から、職員の勤務時間、休暇等に関する条例第 9 条第 1 項の規定により宿日直勤務の許可申請があり、適当と認め

られるので、申請のとおり許可する。

## 記

### 1 申請内容

現在、鳥取県立鳥取中央育英高等学校の寮では、建物の巡視、緊急時の責任者への連絡等の宿日直業務を行っている。近年、宿直可能な職員数が減少しており、宿日直業務の分担人数の編成に苦慮している。そのため、レスリング指導で同高校の学校事務職員を併任している職員（本務：スポーツ課）を宿直勤務に従事させるという内容で申請があったもの。

なお、同高校の職員の宿日直勤務については、平成12年に宿日直勤務を許可している。今回、知事部局からの申請内容に合わせて、同様に学校（教育委員会）からも申請があったもの。

### 2 許可の要件

宿日直勤務の許可基準については、厚生労働省から次のとおり示されている。

- (1) 勤務の態様は、常態として、ほとんど労働をする必要のない勤務のみであること。
- (2) 一定額以上(※)の宿日直手当が支払われること。
- (3) 宿直勤務については週1回、日直勤務については月1回を限度とすること。
- (4) 宿直勤務については、相当の睡眠設備が設置してあること。

※宿日直手当額の基準：当該事業場の属する企業の全事業場において宿日直の勤務に就くことの予定されている同種の労働者についての1人1日平均額の3分の1を下回らないこと。

### 3 申請内容の検討

#### (1) 勤務の態様

生徒への必要な対応、電話対応、緊急時の責任者への連絡などで、ほとんど労働をする必要のない勤務と認められる。

<勤務時間>

○宿直：午後4時45分～翌日午前8時15分 ○日直：午前8時15分～午後4時45分

#### (2) 宿日直手当

職員の給与に関する条例第16条の2に基づき、宿日直手当に関する規則第3条に定める宿日直手当（1回あたり7,700円）が支給されるため、基準を満たす。

#### (3) 宿日直の回数

	申請内容（一人当たりの回数）	基準
宿直	1か月に2、3回	満たす（基準：週1回を限度）
日直	3か月に2回	満たす（基準：月1回を限度）

#### (4) 睡眠設備の設置

舎監室には寝具、冷暖房設備が備えられており、相当の睡眠設備があると認められる。

### ◇議案第5号

職員の採用選考について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

### ◇議案第6号

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則による昇格の承認について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

## 六 次回人事委員会の開催

令和8年3月25日（水）午後3時00分から開催することとした。